

議案第 7 6 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第 3 項の規定により議決を求める。

令和 7 年 2 月 4 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

路 線 名	延 長 m	幅 員 m	起 点	終 点	重要な経過地
C 第 2 1 号 線	1091 85	3 00 ～ 6 00	さいたま市桜区山久保一丁目 3 0 番 1 地先	さいたま市桜区南元宿二丁目 6 2 番 1 地先	
C 第 4 5 号 線	515 92	3 00 ～ 4 00	さいたま市桜区中島三丁目 4 4 0 番 1 地先	さいたま市桜区町谷一丁目 4 4 0 番 1 地先	
C 第 5 0 号 線	700 32	4 00 ～ 5 80	さいたま市桜区中島三丁目 4 0 9 番 6 地先	さいたま市桜区西堀十丁目 1 2 7 番 1 地先	
C 第 5 1 号 線	420 92	3 80 ～ 4 30	さいたま市桜区中島三丁目 4 2 9 番 1 7 地先	さいたま市桜区町谷一丁目 4 4 0 番 1 地先	
C 第 5 4 号 線	469 63	3 20 ～ 4 00	さいたま市桜区中島一丁目 6 2 4 番 1 地先	さいたま市桜区南元宿二丁目 5 9 番 5 地先	
C 第 7 1 号 線	240 27	2 50 ～ 4 00	さいたま市桜区西堀十丁目 8 7 番地先	さいたま市桜区西堀九丁目 2 0 6 番 5 地先	
C 第 7 4 号 線	21 62	2 50	さいたま市桜区西堀九丁目 2 0 4 番 2 地先	さいたま市桜区西堀九丁目 2 0 4 番 2 地先	
J 第 2 9 2 号 線	14 39	2 70	さいたま市緑区原山三丁目 2 2 番 1 地先	さいたま市緑区原山三丁目 1 8 番 1 地先	
K 第 7 4 号 線	17 54	2 00 ～ 2 10	さいたま市南区大字大谷口字細野 7 0 0 番 4 地先	さいたま市南区大字大谷口字細野 7 0 2 番 1 地先	
N 第 5 9 6 号 線	183 00	9 26 ～ 9 28	さいたま市緑区大字大崎字天神下 4 7 5 番 1 地先	さいたま市緑区大字大崎字天神下 3 2 2 番 1 2 地先	
第 5 9 7 号 線	553 02	4 00	さいたま市中央区鈴谷二丁目 5 4 8 番 5 地先	さいたま市中央区鈴谷一丁目 1 2 番 5 地先	
第 6 3 3 号 線	297 26	4 00	さいたま市中央区鈴谷一丁目 5 0 8 番 2 地先	さいたま市中央区鈴谷一丁目 1 9 番 6 地先	

2 0 8 8 5 号 線	95	00	1	82	さいたま市見沼区大 字南中野字新田 1 1 0 3 番地先	さいたま市見沼区大 字南中野字新田 1 1 1 0 番 2 地先	
2 0 8 8 6 号 線	45	00	0	90	さいたま市見沼区大 字南中野字新田 1 1 0 3 番地先	さいたま市見沼区大 字南中野字新田 1 1 0 7 番 1 地先	